

伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、かごしま林業大学校（以下「林業大学校」という。）に通学する者の通学費の負担軽減を図るため、予算の範囲内で伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、林業大学校の研修を受講している者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 林業大学校に自動車、原動機付自転車、公共交通機関その他市長が認めた交通の用具を使用して通学すること。
- (2) 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）において、本市に住所を有すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 過去に同一の研修を修了していないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(対象期間)

第3条 対象期間は、補助対象者が林業大学校に通学する期間とし、その計算は月を単位として行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象期間に22,000円を乗じた額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、林業大学校に在学する年度（以下「在学年度」という。）の5月末日まで（在学年度の途中に本市に住所を定めた交付申請者にあつては、その住所を定めた日から15日以内）に伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 林業大学校に在学していることを証明する書類の写し
- (2) 住民票
- (3) 居住地から林業大学校までの通学方法及び通学経路を記した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金の交付を認めるときは、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(中止又は変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第2条各号に定める要件のいずれかに該当しなくなったときは、その旨を伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金中止届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 交付申請者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金変更申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請内容の変更を承認したときは、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金変更承認兼変更交付決定通知書（様式第5号）により当該交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、林業大学校の研修を修了した日から30日以内に、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 林業大学校の研修を修了したことを証明する書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 補助金等確定通知書を受けた交付決定者は、補助金等交付請求書（規則様式第13号）により、補助金の交付を請求することができる。

(概算払)

第11条 交付決定者は、前条の請求によるもののほか、規則第19条に定めるところにより、補助金の概算払の交付を受けることができる。この場合において、交付決定者は、次の表に掲げる区分に応じ、その申請及び請求をするものとする。

区分	概算払の申請時期	請求の対象
前期分	4月から9月まで	左欄に係る対象期間
後期分	10月から3月まで	左欄に係る対象期間
1年分	10月から3月まで	対象期間

2 交付決定者は、前項に規定する後期分又は1年分の補助金の概算払を申請する場合は、概算払申請書に林業大学校に在学していることを証明する書類（申請日前1月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、災害、病気等やむを得ない事情があると市長が認めたときは、補助金の交付の決定の一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 林業大学校の研修を修了しなかったとき。
- (2) 第2条各号のいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (3) 補助金交付決定の際に付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請、報告等により不正に補助金を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該申請者に通知し、既に補助金が交付されているときは、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金返還請求書（様式第8号）により期限を定めてその返還を求めるものとする。

3 前2項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

署名（自筆）の場合、押印は必要ありません。

伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付申請書

年度における伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金の交付を受けたいので、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。なお、この補助金の交付決定に際し、伊佐市が私の住民基本台帳及び課税台帳を閲覧調査することに同意します。

1 補助申請額 円

2 内訳

	補助申請額（円）	算定：月数×22,000円
交通費		

3 研修開始日 年 月 日

4 研修終了予定日 年 月 日

<添付書類>

- (1) 林業大学校に在学していることを証明する書類の写し
- (2) 住民票
- (3) 居住地から林業大学校までの通学方法及び通学経路を記した書類
- (4) 市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

伊佐市長



伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度伊佐市かごしま林業大学
通学費補助金について、次のとおり補助することを決定したので、伊佐市かごしま林
業大学校通学費補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 一金 円
- 2 条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

署名（自筆）の場合、押印は必要ありません。

伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金中止届

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた 年度伊佐市か
ごしま林業大学校通学費補助金について、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交
付要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める要件に該当しなくなりましたので、
要綱第7条第1項の規定に基づき以下のとおり届け出ます。

記

中止となる事由

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

署名（自筆）の場合、押印は必要ありません。

伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた 年度伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金について、次のとおり変更したいので、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき申請します。

1 変更内容

	変更前	変更後
補助金の額	円	円
変更の事由及び 内容等		

※ 必要に応じて変更事由等が分かる書類を添付

第 号
年 月 日

様

伊佐市長



伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金変更承認兼変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度伊佐市かごしま林業大学通学費補助金について、次のとおり変更を承認し、決定したので、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき通知します。

1 変更交付決定額

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更前 | 円 |
| (2) 変更後 | 円 |

2 変更交付決定の内容及び条件

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

署名（自筆）の場合、押印は必要ありません。

伊佐市かごしま林業大学校通学費実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた 年度伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金について、伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。なお、この補助金の額の確定に際し、伊佐市が私の住民基本台帳及び課税台帳を閲覧調査することに同意します。

添付書類

- 1 林業大学校の研修を修了したことを証する書類の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

伊佐市長



伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付の決定をした伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金については、下記理由で交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定取消額 円
- 2 取消しの理由

第 号
年 月 日

様

伊佐市長



伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金返還請求書

伊佐市かごしま林業大学校通学費補助金交付要綱第12条第 2 項の規定に基づき下記
のとおり補助金の返還を求めます。

記

1 補助金の交付決定年度等

- (1) 交付決定年度 年度
- (2) 交付決定番号 第 号
- (3) 交付決定額 円

2 補助金の交付決定取消年度等

- (1) 交付決定取消年度 年度
- (2) 交付決定取消番号 第 号
- (3) 交付決定取消額 円
- (4) 取消しの理由

3 補助金の返還を求める額 円

4 返還期限 年 月 日まで